三　ＳＩＭカード（携帯電話、携帯電話・ＰＨＳアクセスサービス（ＰＨＳに係るものを除く。）、三・九―四世代移動通信アクセスサービス及びＢＷＡアクセスサービスの電気通信役務を提供する電気通信事業者との間で当該電気通信役務の提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）の提供に係るもの（事業者が現にＳＩＭカードの提供を行っている場合に限る。）

（接続料の原価及び利潤）

第六条　接続料の原価は、法定機能ごとに、当該法定機能に係る第二種指定設備管理運営費とする。

2　接続料の利潤は、法定機能ごとに、当該法定機能に係る第八条から第十条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。この場合において、算定に用いる資産の額は、当該法定機能に係る接続料の利潤の算定期間に係る貸借対照表（接続会計規則第四条の規定により読み替えて準用する電気通信事業会計規則第五条第一項前段の規定に基づき作成する貸借対照表をいう。以下同じ。）に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものを用いるものとする。

［3　略］

（第二種指定設備管理運営費の算定）

第七条　法定機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該法定機能の区分ごとに、当該法定機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を基礎として算定するものとする。

［2　略］

（他人資本費用）

第八条　法定機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

他人資本費用＝当該法定機能に係るレートベース×他人資本比率×他人資本利子率

2　法定機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算する。

当該法定機能に係るレートベース＝対象設備等の正味固定資産価額＋繰延資産＋投資その他の資産＋貯蔵品＋運転資本

［3　略］

4　第二項の繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額は、貸借対照表に記載された繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額のうち、第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものを基礎として算定する。

5　第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{運転資本} = \text{対象設備等の第二種指定設備管理運営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）} \times \left(\frac{\text{法定機能の提供から当該法定機能に係る接続料の収納までの平均的な日数}}{\text{三百六十五日}} \right)$$

［6～9　略］

（接続料の原価及び利潤）

第六条　接続料の原価は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第二種指定設備管理運営費とする。

2　接続料の利潤は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第八条から第十条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。この場合において、算定に用いる資産の額は、当該機能に係る接続料の利潤の算定期間に係る貸借対照表に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものを用いるものとする。

［3　同上］

（第二種指定設備管理運営費の算定）

第七条　第四条第一項各号に掲げる機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該機能の区分ごとに、当該機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を基礎として算定するものとする。

［2　同上］

（他人資本費用）

第八条　第四条第一項各号に掲げる機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

他人資本費用＝当該機能に係るレートベース×他人資本比率×他人資本利子率

2　第四条第一項各号に掲げる機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算する。

当該機能に係るレートベース＝対象設備等の正味固定資産価額＋繰延資産＋投資その他の資産＋貯蔵品＋運転資本

［3　同上］

4　第二項の繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額は、接続会計規則第四条の規定により読み替えて準用する電気通信事業会計規則第五条第一項前段の規定に基づき作成する貸借対照表に記載された繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額のうち、第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものを基礎として算定する。

5　第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{運転資本} = \text{対象設備等の第二種指定設備管理運営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）} \times \left(\frac{\text{第四条第一項各号に掲げる機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数}}{\text{三百六十五日}} \right)$$

［6～9　同上］